

軽自動車税

◆ 軽自動車税とは

軽自動車税は、毎年4月1日現在に、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人（割賦販売やリースなどの場合は、使用している人）に対して、年税額で課税される税金です。また、軽自動車税は、月割課税はしていませんので、4月2日以降に廃車・名義変更などをした場合でも、その年の税金は、年税額を全額納める必要があります。

■ 税率（主なもの）

車種		ナンバープレート	税率（年税額）		
原動機付車	総排気量 50cc 以下 又は 定格出力 0.6kW 以下	宇都宮市・上河内町・河内町（白）	2,000 円		
	総排気量 125cc 以下 かつ 最高出力 4.0kW 以下	宇都宮市（白）	2,000 円		
	特定小型原付（電動キックボード等）	宇都宮市（白）※正方形	2,000 円		
	総排気量 90cc 以下 又は 定格出力 0.8kW 以下	宇都宮市・上河内町・河内町（薄黄）	2,000 円		
	総排気量 125cc 以下 又は 定格出力 1.0kW 以下	宇都宮市・上河内町・河内町（薄桃）	2,400 円		
	ミニカー	宇都宮市・上河内町・河内町（薄青）	3,700 円		
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）	宇都宮市・上河内町・河内町（緑）	2,400 円		
	その他（フォークリフト等）	宇都宮市・上河内町・河内町（緑）	5,900 円		
軽自動車	三輪	33 栃木 33 宇都宮	3,900 円 （※1）	4,600 円 （※2）	3,100 円 （※3）
	四輪貨物	営業用 栃木 40 り 宇都宮 40(480) り 宇都宮 80(880) り	3,800 円 （※1）	4,500 円 （※2）	3,000 円 （※3）
		自家用 宇都宮 40(480~) 宇都宮 80(880~) 栃木 40 栃木 41 栃木 80 6 栃木 66 栃木	5,000 円 （※1）	6,000 円 （※2）	4,000 円 （※3）
	四輪乗用	営業用 宇都宮 580 り	6,900 円 （※1）	8,200 円 （※2）	5,500 円 （※3）
		自家用 栃木 50 宇都宮 50(580~) 8 栃木 8 栃木 88 宇都宮	10,800 円 （※1）	12,900 円 （※2）	7,200 円 （※3）
	ポータトレラー	栃木 80 を 宇都宮 80(880~) を	3,600 円		
	トレラー	栃木 40 を 宇都宮 40(480~) を			
	二輪 (125cc 超 250cc 以下)	1 栃木 1 栃木 1 宇都宮			
二輪の小型自動車 [250cc を超える二輪]		宇都宮 栃木 栃木	6,000 円		

- ※1 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた車両
- ※2 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両（重課）
- ※3 ※1※2以外の車両

POINT

グリーン化特例

グリーン化特例（軽課）の適用期間中に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、新車を新規で登録した翌年度分に限り、燃費性能等に応じた税率が適用されます。

車種		税率（年税額）		
		概ね 75%軽減 （電気自動車等）	概ね 50%軽減	
軽自動車	三輪	1,000円	乗用営業用のみ 2,000円	
	四輪貨物	営業用	1,000円	適用なし
		自家用	1,300円	適用なし
	四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	適用なし

※「概ね50%軽減」は令和8年度までの適用。

■ 納税

軽自動車税の納税通知書は、毎年5月の初めに送付します。納期限は5月31日です。

（31日が土・日曜日、祝休日にあたる場合は、その次の平日）

■ 軽自動車税納付確認システム（軽^{ジェンクス}JNKS）

軽JNKSの稼働に伴い、軽自動車税の納付状況を軽自動車検査協会（又は運輸支局）がオンラインで確認できるようになり、車検（継続検査）の際に、軽自動車税の車検用納税証明書の提示が原則不要になりました。

ただし、軽自動車税の納付方法によっては、納付情報が登録されるまで、1カ月程度日数を要する場合がありますため、車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。

■ 車検用納税証明書の送付

軽JNKSの稼働に伴い、車検の際に車検用納税証明書の提示が原則不要となることから、車検用納税証明書は送付しませんので御了承ください。

■ 申告

軽自動車などを持っているかどうかの判断は、全て持っている人の申告に基づいています。車の廃車、名義変更、転出、売却や盗難の際には、次ページのとおり、すみやかに申告をしてください。

■ 原動機付自転車・小型特殊自動車の申請手続きに必要なもの

手続きの内容		必要なもの			印鑑			申告者本人確認書類 (※2)	標識交付証明書	廃車申告受付書	譲渡証明書	販売証明書	ナンバープレート	原動機付自転車 変更申出書	その他
		所有者	使用者	申告者	所有者	使用者	申告者								
登録	販売店から購入した場合						○				○				
	市外から転入した 場合 (同一人物が登録)	廃車届出が 済んでいる					○		○						
		廃車届出が 済んでいない					○	○					○		
名義変更	市内の人から譲 り受けた場合	廃車届出が 済んでいる					○			○					
		廃車届出が 済んでいない					○	○					○		
	市外の人から譲 り受けた場合	廃車届出が 済んでいる					○				○				
		廃車届出が 済んでいない					○	○						○	
	家族間での名義変更						○	○						○	
	死亡者からの名 義変更	家族(同一世 帯)へ名義変更					○	○						○	
家族以外へ名 義変更						○	○						○		
廃車	廃棄、転出、売買や譲渡により使用 しなくなった場合						○	○						○	
	盗難の場合						○								○ (※3)
	ナンバープレートのみを紛失した場合						○	○							○ (※4)
その他	排気量の変更						○	○					○	○	

自署による申請の場合は不要となります(※1)

- ※1 所有者と使用者が異なる場合は、それぞれ押印が必要となります。
- ※2 運転免許証等の申告者本人が確認できる書類
- ※3 盗難届出先の警察署名、届出日、被害日、受理番号
- ※4 弁償金(300円)

◆必ず確認してください。

ネットオークションや個人売買で車両を譲渡した場合や中古車買取事業者及び廃品等回収事業者へ車両を譲渡及び引渡した場合には、廃車や名義変更の手続きや、旧所有者への軽自動車税の課税を止める手続きが完了しているかを、書類の提示を求める等により、必ず譲受人や各取扱い事業者に対しご確認をお願いします。譲受人や各取扱い事業者が手続きをしないことによって、旧所有者に軽自動車税がかかり続けるトラブルが毎年、多数発生しています。

■ 減免

納税義務者が身体障がい者等で、軽自動車等を生活（通院、通勤、通学など）のために使用する
場合、一定の条件を満たせば、申請により軽自動車税が減免になります。申請は、納期限の7日前
までに行ってください。

詳しくは、税制課諸税証明グループ（☎028-632-2205）までお問い合わせください。

宇都宮市版ご当地ナンバープレートを付けてみませんか？

宇都宮市では、従来のナンバープレートのほか、宇都宮市版ご当地ナンバープレートを交付し
ています。

宇都宮の魅力を詰め込んだデザインとなっており、本市で登録できる全ての車種（125cc 以
下の原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原付）に導入しています。

新規登録の場合はもちろんのこと、従来のナンバープレートからの交換も可能ですので、宇都
宮市版ご当地ナンバープレートを付けて、宇都宮のまちを走ってみませんか？

- 125cc 以下の原付バイク
ミニカー
小型特殊自動車

※ 車種によってナンバープレート上部の色が変わります。

- 特定小型原付
（電動キックボード等）



軽自動車税の

Q & A

年度の途中で原動機付自転車を譲渡した場合の軽自動車税はどうなるの？

Q 4月下旬に宇都宮市に住んでいる友人に50ccのバイクを譲りましたが、軽自動車税の納税通知書が私宛てに届きました。税金は私が納めるのですか？

A 軽自動車税は、4月1日現在の所有者などに1年分を課税しています。したがって、今年度はあなたに課税され、来年度からはご友人に課税されます。

ただし、名義変更の手続きをしないと、来年度もあなたに課税されることとなりますので、必ず手続きをしてください。

50ccのバイクの排気量を80ccにしたのですが、手続きは必要なの？

Q 50ccのバイクの排気量を80ccにしたのですが、手続きは必要ですか？

A 排気量が変わったことにより、原動機付自転車の車種区分が変わります。【P49】新たな標識を交付しますので、標識返納及び標識交付の申請をしてください。

なお、申請の際は、原動機付自転車変更申出書を加え申請してください。【P51】

原動機付自転車が盗難された場合の手続きはどうしたらいいの？

Q 原動機付自転車が盗難され、警察署に盗難届を出しました。市役所での手続きは必要ですか？

A 市役所の窓口にて廃車申請が必要です。【P51】その際、盗難届出先の警察署名、届出日、被害日、受理番号を記入していただきます（記入できないと弁償金300円が必要となりますのでご注意ください）。なお、廃車申請をせずそのままにしておきますと、いつまでも税金がかかってしまいます。※ ナンバープレートのみ盗難は弁償金300円を頂きます。

原動機付自転車が見つかった場合には、標識（ナンバープレート）がついていれば返納していただき、使用可能であれば再度、標識交付手続きをしていただくこととなります。

車検用の納税証明書が必要な場合は、どのように申請するの？

Q 車検用納税証明書がほしいのですが、どのように申請すればいいのですか？

A 車検証（写し可能）か電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項（写し可能）、窓口申請に来る方のマイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類をお持ちの上、市役所の窓口にて申請をしてください。無料で交付します。

なお、納税から1か月程度を経過していない場合は、納税したことが確認できる領収証書等を必ずお持ちください。

軽自動車税の納税通知書が届かないがどうしたらいいの？

Q 軽自動車税の納税通知書が届かないのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 軽自動車を登録した際の車検証の住所や氏名と、現在の住所や氏名が異なっているために届かないことが考えられます。引越などで住所や氏名が変更となった場合には、車検証の住所等変更登録が必要です。

詳しくは、各種手続きの場所へお問い合わせください。

- 軽自動車（軽四輪、軽三輪）
軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町1丁目2番37号
(☎050-3816-3107)
- 二輪の軽自動車（125cc を超え 250cc 以下のバイク）
二輪の小型自動車（250cc を超えるバイク）
関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1丁目14番8号
(☎050-5540-2019)
- 原動機付自転車（125cc 以下のバイク）、小型特殊自動車（トラクター等）
税制課諸税証明グループ
(☎028-632-2205)

軽自動車税が前年度より高額になったのはどうしてなの？

Q 軽自動車税が前年度よりも高額になりましたが、どうしてですか？

A 次の二つの場合が考えられます。

まず一つ目は、地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、新車新規登録から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、税率が重く（重課）なるグリーン化特例が導入されているためです。

二つ目は、グリーン化特例による経過措置【P50】が適用外となったためです。

軽自動車税の身体障がい者等の減免申請は、どのように申請するの？

Q 軽自動車税の身体障がい者等の減免申請は、どのように申請すればいいのですか？

A 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の条件にあてはまる場合には、申請により軽自動車税が減免となります。

詳しくは、身体障がい者手帳等と車検証をお手元にご用意の上、税制課諸税証明グループ（☎028-632-2205）までお問い合わせください。

市たばこ税

◆ 市たばこ税とは

市たばこ税は、卸売販売業者等が市内の小売販売業者や消費者等に売渡し等した「製造たばこ」に課税される税金です。売り渡した月の翌月の末日までに申告し、納付します。

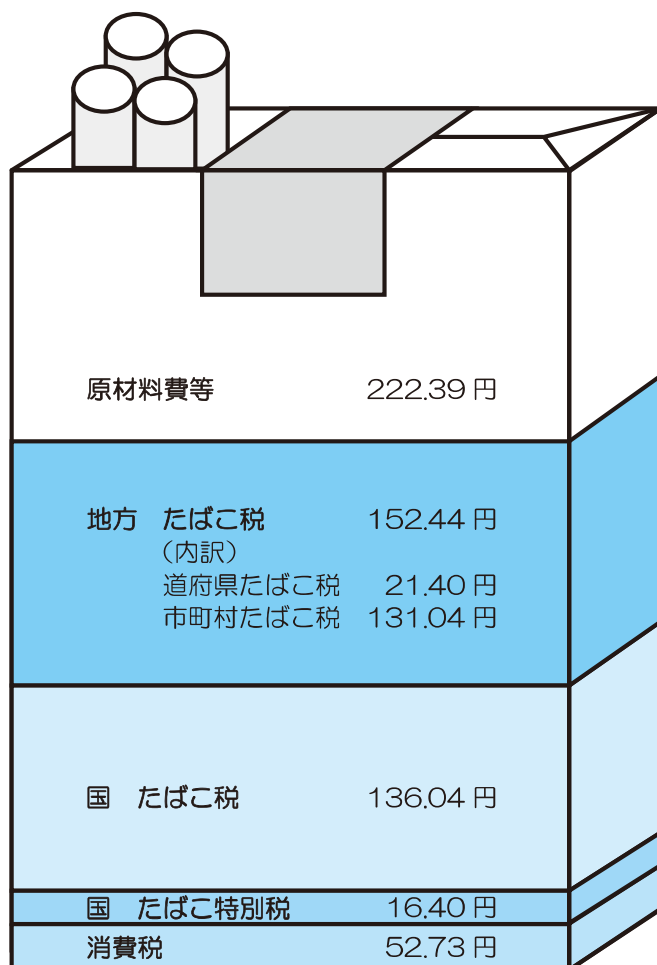
たばこの小売価格には国と地方のたばこ税及び消費税が含まれているため、実際に税金を負担しているのは、たばこの購入者です。

なお、一箱当たり約 131 円（20 本入り、580 円のたばこの場合）が、小売販売業者の所在する市町村の収入となります。

市たばこ税は、貴重な財源として本市のあらゆるまちづくりに有効に活用されています。

1 箱 580 円（20 本入り）のたばこの税額（令和8年4月1日現在）

たばこ 1 箱（580 円／20 本入り）当たりの税額は、約 358 円となっており、定価の約 62% を占めています。宇都宮市内で 580 円のたばこを 1 箱購入すると、約 131 円が宇都宮市に納税されます。



宇都宮市のたばこ税の税収は約 38 億円で、本市のまちづくりを支える貴重な財源のひとつです。

■ 税額の計算

$$\text{売渡し本数} \times \text{税率} (\%)$$

※ 市たばこ税の税率（令和8年4月1日現在）
1,000本につき6,552円

■ たばこの種類と課税のしくみ

たばこは、売渡し又は消費した喫煙用の製造たばこ（紙巻たばこ）の本数に応じて課税されます。たばこの種別と製造たばこの本数への換算方法は次のとおりです。

種 別	数量・重量
製造たばこ（紙巻たばこ）	1本=1本
葉巻たばこ	1グラム=1本（※1）
パイプたばこ	
刻みたばこ	2グラム=1本
かみ用（噛み用）の製造たばこ	
かぎ用（嗅ぎ用）の製造たばこ	
加熱式たばこ（スティック型）	0.35グラム=1本（※2）
加熱式たばこ（スティック型以外）	0.2グラム=1本

※1 軽量の葉巻たばこの製造たばこの本数への換算方法

1本当たりの重量が1g未満の軽量の葉巻たばこについては、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算します。

※2 加熱式たばこの製造たばこの本数への換算方法

1本当たりの重量が0.35g未満の軽量の加熱式たばこ（スティック型）については、加熱式たばこ（スティック型）1本を紙巻たばこ1本に換算します。

■ 加熱式たばこの換算本数の経過措置

時 期	旧換算本数（※）	新換算本数
令和8年3月31日まで	旧換算本数 × 1.0	—
令和8年4月1日～	旧換算本数 × 0.5	新換算本数 × 0.5
令和8年10月1日～	—	新換算本数 × 1.0

※ 旧換算本数

製造たばこに含まれる葉たばこ・溶液の「重量」と「小売定価（消費税抜き）」を用いて紙巻たばこの本数に換算したもの

鉱産税

◆ 鉱産税とは

鉱産税は、市内で鉱物を掘り出した人がその鉱物を売渡した価格に応じて課税される税金です。税率は、**鉱物の価格の1%**で、**売渡した月の翌月15日から末日までに**申告し、納付します。ただし、**鉱物の価格が作業所所在の市町村ごとに200万円以下の場合には、税率は0.7%**となります。



入湯税

◆ 入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設や消防施設などの整備に要する費用に充てることを目的に、温泉の入湯客に対して課税される目的税です。

税率は、**1人1日につき150円（日帰りの場合は50円）**で、浴場の経営者が入湯客から受け取って、**翌月15日までに**申告し、納付します。

ただし、次の人は課税されません。

- 12歳未満の人
- 市内に居住する60歳以上の人 など



事業所税

◆ 事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備・改善に関する事業に要する費用に充てることを目的に、一定規模以上の都市等が課税する目的税で、宇都宮市では昭和51年10月から課税が開始されました。

企業の利益に応じて課税される法人市民税とは異なり、利益の有無にかかわらず、事業所等において法人又は個人が行う事業に対して「事業活動の規模」に応じて課税されます。

「事業活動の規模」とは、市内の事業所等の床面積とその事業所等に勤務する従業者に支払われる給与総額をいいます。

■ 申告と納付

次の表の区分により納税義務のある法人又は個人が、申告し、納付します。

区分	納税義務のある法人又は個人	免税点の判定	申告納付期限
資産割	市内の事業所等の床面積の合計が1,000㎡を超える法人又は個人	(法人) 事業年度終了時の現況	(法人) 事業年度終了後2か月以内
従業者割	市内の事業所等の従業者数の合計が100人を超える法人又は個人	(個人) 12月31日の現況	(個人) 翌年の3月15日まで

このほかに、次の場合にも申告しなければなりません（納税義務はありません）。

免税点以下の申告 ※ どちらか一方でも該当すれば申告が必要	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所等床面積の合計が800㎡を超え、1,000㎡以下の場合 市内の事業所等の従業者数の合計が80人を超え、100人以下の場合
事業所等の新設・廃止の申告 ※ 当該事由の発生した日から1か月以内に申告が必要	市内に事業所等を新設した場合 ※ 事業所税の納税義務の有無に関係なく、該当があれば提出が必要
事業所用家屋の貸付申告 ※ 当該事由の発生した日から1か月以内に申告が必要	事業所税の納税義務がある法人又は個人に事業所用家屋の貸付を行う場合

■ 税額の計算

次の表の区分により、課税標準に税率を乗じて算出します。

区分	課税標準	税率
資産割	申告した使用床面積	1㎡につき600円
従業者割	申告した給与支払総額	給与支払総額の0.25/100

■ 非課税

事業所税には、人的非課税と用途非課税があります。詳しくは税制課諸税証明グループ

(☎028-632-2186)

事業所税の

Q & A

どうして宇都宮市では事業所税が課税されるの？

Q 近隣市町では事業所税が課税されないのに、宇都宮市で課税されるのはなぜですか？

A 大都市地域に人口や企業が集中することによる交通、防災など都市機能の低下や公害などの都市問題に対して、都市環境の整備や改善に必要な事業の財源とするために、地方税法の規定に基づき、指定都市等は事業所税を課税することとされているためです。
人口が30万人以上の都市などが該当します。

事業所税は毎年、申告と納付をするの？

Q 事業所税は、毎年、申告と納付をしなければなりませんか？

A 法人の場合は事業年度末日、個人の場合は12月31日現在における市内の事業所等の延べ床面積の合計と従業者数のいずれか又は両方が免税点を超える場合は、当該課税標準の算定期間(※)の事業所税の申告と納付が必要です。

したがって、事業を継続する限り、毎事業年度又は毎年、事業所税の免税点判定を行い、免税点を超える場合は、申告と納付が必要です。

※ 課税標準算定期間

法人：各事業年度

個人：1月1日から12月31日

免税点以下であれば、申告は不要と考えて良いの？

Q 事業所税の免税点判定をした結果、免税点以下であれば申告は不要ですか？

A 免税点以下の場合でも、市内の事業所等の床面積の合計が800㎡を超えているか、市内の事業所等の従業者数の合計が80人を超えている場合、若しくは、その両方に該当する場合は、事業所税の申告が必要です。

また、事業所等を新設又は廃止した場合や、事業所用家屋の貸付をした場合は、当該事由の発生した日から1か月以内に申告が必要です。

「事業所等新設・廃止申告書」及び「事業所用家屋の貸付申告書」が必要な場合は、税制課諸税証明グループ(☎028-632-2186)までお問い合わせください。宇都宮市ホームページからも事業所税の各種申告書がダウンロードできます。

事業所税が課税されるのは、免税点を超える部分だけでいいの？

Q 免税点未満の床面積及び従業者給与は、基礎控除と考えていいですか？

A 免税点は基礎控除の制度ではありません。免税点を超える部分だけでなく、床面積及び従業者給与の全部が課税標準となります。

事業年度の中で事業所等を新設又は廃止した場合、免税点判定はどのようにするの？

Q 事業年度の中で事業所等を新設又は廃止した場合はどのように免税点判定しますか？

A 資産割の免税点判定は、算定期間末日の現況によって判定します。

判定の結果、免税点を超える場合は事業年度の中で新設又は廃止した事業所等の床面積について、使用した月数で月割します。なお、途中で新設した場合は新設日の属する月の翌月から算定期間末日までの月数で月割し、途中で廃止した場合は、事業年度当初から廃止日の属する月までの月数で月割します。

どのようなものが事業所等に該当するの？

Q 事業所税の課税対象となる事業所等とは、どのようなものが該当しますか？

A 自己の所有に属するものか否かを問わず、事業に使用するために設けられた人的、物的設備で、継続性を有する場所を言います。事務所や工場、店舗の他、倉庫や物置、応接室など事業の用に供する施設は事業所税の課税対象となります。

一方、社員寮など居住用の家屋や設置期間が2～3か月程度の現場事務所など臨時的で移動性を有する仮設建築物は事業所等には含みません。

カーポートや駐輪場など屋根があるだけの設備は事業所税の課税対象となるの？

Q カーポートや駐輪場など、屋根があるだけの設備は事業所税の課税対象となりますか？

A 事業所税の課税対象となる家屋は、不動産登記法上の家屋です。登記簿に登録されている家屋の他、未登記であっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

不動産登記法上の家屋に該当しないカーポートや駐輪場などは、事業所税の課税対象とはなりません。

非課税対象施設は、どのようなものが該当するの？

Q 非課税対象施設はどのようなものが該当しますか？

A 勤労者の福利厚生施設などが該当します。詳しくは「事業所税の手引」をご覧ください。
「事業所税の手引」は、宇都宮市ホームページからダウンロードが出来ます。
掲載箇所へは、「トップページ>暮らし・手続き>税金>軽自動車税・国民健康保険税・その他の市税>市たばこ税・鉱産税・入湯税・事業所税」の順に遷移してください。

非課税となる福利厚生施設とはどんなもの？

Q 非課税となる福利厚生施設の範囲に含まれるものは、どんなものですか？

A 体育館・売店・食堂・娯楽室・診療室・理髪店です。これらは、一般的には事業活動を遂行するために設けられた施設とは考えられないためです。しかし、更衣室・浴場・休息室・仮眠室・喫煙室・宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用実態等を勘案して判定します。研修所は、一般的に業務上必要とされる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。社員寮・住宅は、人の居住の用に供するものなので、そもそも課税の対象とはなりません。

貸しビル等を所有している場合の事業所税はどうなるの？

Q A社が宇都宮市内にビルを所有しており、B社にビルの全部を貸付けて、B社が事業を行っています。事業所税はどちらに課税されますか？

A この場合、納税義務者は貸しビルを借りて事業を行っているB社となります。ただし、事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けているA社は、「事業所用家屋の貸付申告」をする必要があります。

貸しビル等における床面積のうち、共有部分についてはどのように課税されるの？

Q 貸しビル等における床面積のうち、共有部分の床面積についてはどのように算定し課税されるのですか？

A 貸しビル等において、事業者が事業のために専用で使用している部分を専用床面積といい、階段、廊下、エレベーター、エレベーター前ホール、トイレ、機械室、電気室など複数の入居者が共同で使用する部分を共有床面積といいます。
共有床面積は、専用床面積を按（あん）分して算定し、それぞれの専用床面積に加えて課税します。

貸しビル等の空室部分の事業所税はどうなるの？

Q 貸しビル等の空室部分は課税の対象になりますか？

A 貸しビル等の空室部分については、事業を行う方が存在しないので、事業所税の課税対象とはなりません。

事業所税の申告書はどこで入手できるの？

Q 事業所税の申告書はどこで入手できますか？

A 事業所税の申告書は、宇都宮市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

事業所税の申告は紙の申告書でしなくてはいけないの？

Q 事業所税の申告は紙の申告書でなければなりませんか？

A 事業所税は電子申告も可能です。eLTAX を利用した申告を受け付けております。【P77】市役所の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィス等のパソコンから複数の地方公共団体へまとめて申告を行うことも可能となりますので、ぜひご利用ください。

eLTAX を利用する以外で電子申告は可能なの？

Q eLTAX 以外で電子申告をする方法はありませんか？

A 宇都宮市電子申請共通システムを利用した申告も受付けております。eLTAX の利用環境が整っていない場合は、宇都宮市電子申請共通システムをぜひご利用ください。

【宇都宮市電子申請共通システムトップページ】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/O92011/ea/residents/portal/home>

